

落ち着いたこととは対照的であった。痘瘡は水因性急性伝染病である腸チフスに似た傾向を示した。では、同じ急性伝染病であるにもかかわらず、痘瘡がコレラとは異なる傾向を示した理由は何か、それを探らなければいけない。

本稿はその理由を総督府が実施した牛痘政策が一方的な強制だったことに求める。一方的な強制性は日帝の植民地支配が持つ特徴でもあった。したがって、本稿は植民地期に形成された植民地近代の内容を牛痘政策という素材を用いて明らかにする作業であるといえよう。

1 牛痘接種と持続的な痘瘡の発生

(1) 朝鮮人の衛生思想と強制牛痘接種

総督府は牛痘政策を実施するにあたり、大韓帝国政府が実施した方法の一部をそのまま採用した場合もある。1895年に公布された種痘規則を受け入れ、牛痘施術者として種痘認許員を活用したのであった。大韓帝国が実施したほとんどの政策を否定した総督府であったが、大韓帝国の牛痘事業だけは評価したのである。「種痘ニ関シテハ韓国政府モ比較的早クヨリ注意ヲ払」ったと評価した²。

異なる面もあった。牛痘の強制性が強化された。大韓帝国も種痘規則により強制接種と規定したが、それを現実に貫徹するのは容易ではなかった。牛痘は、医療人または種痘認許員が接種費を受け取って実施するため、接種は受け手の自主性に委ねられており、政府が強く介入することは難しかった³。しかし、総督府は強制性を現実に貫徹していった。

総督府によれば、強制接種は西欧文明国が一般的にとっていた政策であった。19世紀を通じて牛痘の安全性と効率に対する信頼が高まり、西欧国家が牛痘の強制接種を行っていたのは事実である。

だが、植民地朝鮮において強制接種を行わなければならなかった理由はもう一つあった。それは、すなわち幼稚な衛生思想であった。総督府によれば、朝鮮人は痘瘡を一生に一度は必ず罹る疾病として思い込み、いかなる予防策も講じようとはしなかった⁴。痘瘡によって家族が死亡すると、その死体を木の上に掛けておく慣習もあった。甚だしくは、死体を長い間家の中に安置したまま、親戚が集まって食卓を囲む風習さえあった⁵。総督府は朝鮮人の衛生意識が低い状況下では、自律や勧誘だけでは牛痘を広めることは不可能であると考えていた。「強制力を用いなければ、到底普及が期待できない実情」であると考えられた。このような事情から警察が指揮する強制接種が始まった⁶。

大韓帝国の種痘規則と異なるもう一つの点は、接種回数であった。種痘規則では生後

2 「痘瘡及種痘ノ状況」(『警務彙報』142、1917) 21頁。

3 白石保成『朝鮮衛生要義』(1918) 350頁。

4 『朝鮮総督府施政年報(1918-1920)』(1922) 285頁。

5 「痘瘡及種痘の状況」(『警務彙報』142、1917) 21頁。

6 『朝鮮衛生要覧』(朝鮮総督府、1929) 103頁。